

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年11月21日

金 曜 日

第 3840 号

目 次

規 則	
○富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県事務委任規則の一部を改正する規則	7
訓 令	
○富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令	14
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	
公 告	
○随意契約の相手方等の公示	15

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第66号

富山県薬事法施行規則の一部を改正する規則

(富山県薬事法施行規則の一部改正)

第 1 条 富山県薬事法施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則

第 1 条中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改

める。

第 2 条第 1 項中「又は第 35 条第 3 項ただし書」を「、第 35 条第 3 項ただし書、第 39 条の 2 第 2 項ただし書又は第 40 条の 6 第 2 項ただし書」に、「又は営業所管理者」を「、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者又は再生医療等製品営業所管理者」に、「、営業所管理者」を「、医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「営業所管理者」を「医薬品営業所管理者、高度管理医療機器等営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者」に改める。

第 8 条の見出し及び同条第 1 項から第 3 項までの規定中「賃貸業」を「貸与業」に改める。

第 10 条各号列記以外の部分中「薬事法施行令、薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同条第 3 号中「賃貸業」を「貸与業」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 再生医療等製品の販売業に係る書類 当該営業所
様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

薬 局 の 管 理 者
店 舗 管 理 者
医 薬 品 営 業 所 管 理 者 兼 務 許 可 申 請 書
高 度 管 理 医 療 機 器 等 営 業 所 管 理 者
再 生 医 療 等 製 品 営 業 所 管 理 者

薬局、店舗又は営業所の名称	
薬局、店舗又は営業所の所在地	
開設者・営業者の氏名・名称	
薬局の管理者、店舗管理者又は 営業所管理者の氏名	
薬局の管理者、店舗管理者又は 営業所管理者の住所	
兼務しようとする施設の名称	
兼務しようとする施設の所在地	
業務の状況	

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 7 条第 3 項ただし書（第 28 条第 3 項ただし書、第 35 条第 3 項ただし書、第 39 条の 2 第 2 項ただし書、第 40 条の 6 第 2 項ただし書）の規定により、上記のとおり兼務の許可を申請します。

年 月 日

住所

氏名

印

富山県知事

殿

富山県 厚生センター所長

備考 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

許可番号 第 号
 薬局の管理者
 店舗管理者
 医薬品営業所管理者兼務許可証
 高度管理医療機器等営業所管理者
 再生医療等製品営業所管理者

住所

氏名

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 7 条第 3 項ただし書（第 28 条第 3 項ただし書、第 35 条第 3 項ただし書、第 39 条の 2 第 2 項ただし書、第 40 条の 6 第 2 項ただし書）の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

富山県知事

印

富山県 厚生センター所長

管理している	業務の種別	
薬局、店舗又は営業所	許可番号	
	名称	
	所在地	
兼務先の施設 (その 1)	名称	
	所在地	
	業務	
兼務先の施設 (その 2)	名称	
	所在地	
	業務	

様式第 3 号 (第 2 条関係)

薬 局 の 管 理 者
店 舗 管 理 者
医 薬 品 営 業 所 管 理 者兼務廃止届出書
高度管理医療機器等営業所管理者
再生医療等製品営業所管理者

兼務先の施設	名称	
	所在地	
	業務	
許可番号及び年月日		
廃止年月日		
備考		

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
施行規則第 2 条第 3 項の規定により、上記のとおり兼務の廃止を届け出ます。

年 月 日

住所
氏名

富山県知事

殿

富山県 厚生センター所長

様式第 3 号の 2 から様式第 4 号までの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

様式第 5 号及び様式第 6 号中「富山県薬事法施行規則」を「富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

様式第 6 号の 2 中「薬事法第 36 条の 8 第 1 項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 8 第 1 項」に改め、同様式備考 1(1)中「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

様式第 7 号中「賃貸業」を「貸与業」に、「富山県薬事法施行規則」を「富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

様式第 8 号中「管機賃」を「管機貸」に、「賃貸業」を「貸与業」に、「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

様式第 9 号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第 2 条 富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第 6 号の 2 備考 1 を次のように改める。

- 1 写真 1 枚（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 4 センチメートル、横の長さ 3 センチメートルであって、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添付すること。

「富山県知事
様式第 7 号及び様式第 8 号中
富山県 厚生センター所長」を

「
富山県 厚生センター所長」に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年11月25日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正前の富山県薬事法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第2条の規定による改正前の富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(富山県事務委任規則及び富山県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

- 4 次に掲げる規則の規定中「富山県薬事法施行規則」を「富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。
 - (1) 富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）第2条第34号
 - (2) 富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）別表第1の2の項の(2)

(くすり政策課)

富山県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第67号

富山県事務委任規則の一部を改正する規則

富山県事務委任規則（昭和34年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第2条第34号中「薬事法（）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）」を削り、同号ア中「薬事法」を「医薬品、医療機器

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「に規定する」を「の規定による」に改め、同号イからカまでの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号キ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「第40条第1項及び第2項」の次に「並びに第40条の7第1項」を加え、同号ク中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号ケ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号コ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号サ中「薬事法第13条第2項に規定する」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第1項の規定による」に改め、同号シからテまでの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号ト中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に改め、同号ナからネまでの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号ノ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号ハ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「の規定により高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の」を「に規定する」に改め、同号中ねをむとし、ちからぬまでをはからみまでとし、同号た中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同たを同号のとし、同号そ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同そを同号ねとし、同号せ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同せを同号ぬとし、同号す中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同すを同号にとし、同号し中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同しを同号なとし、同号さ中「薬事

法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同さを同号とし、同号こ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同こを同号てとし、同号け中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同けを同号つとし、同号く中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同くを同号ちとし、同号き中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同きを同号たとし、同号か中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同かを同号そとし、同号お中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同おを同号せとし、同号え中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同えを同号すとし、同号う中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同うを同号しとし、同号い中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同いを同号さとし、同号あ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同あを同号ことし、同号んを削り、同号ヲ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ヲを同号えとし、同えの次に次のように加える。

お 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 4 の規定により許可証を交付すること。

か 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 5 第 1 項に規定する許可証の書換え交付をすること。

き 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 1 項に規定する許可証の再交付をすること。

く 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 6 第 3 項の規定による許可証の返納を受理すること。

け 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第 1 条の 7 の規定による許可証の返納を受理すること。

第 2 条第 34 号ワ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に、「又は」を「、」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に改め、同ワを同号うとし、同号ロ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品販売業者」を「医薬品の販売業者」に、「又は」を「）、」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同ロを同号いとし、同号レ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同レを同号あとし、同号ル中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「総括製造販売責任者」を「医薬品等総括製造販売責任者」に、「管理者、」を「医薬品製造管理者、」に、「営業所管理者若しくは」を「医薬品営業所管理者、」に、「賃貸業の管理者」を「貸与業の管理者若しくは再生医療等製品営業所管理者」に改め、同ルを同号んとし、同号リ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品販売業者」を「医薬品の販売業者」に、「又は」を「、」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同リを同号ヲとし、同号ラ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「医薬品販売業者」を「医薬品の販売業者」に、「又は」を「、」に、「賃貸業者」を「貸与業者又は再生医療等製品の販売業者」に改め、同ラを同号ワとし、同号ヨ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ヨを同号ロとし、同号ユ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ユを同号レとし、同号ヤ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ヤを同号ルとし、同号モ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同モを同号リとし、同号メ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同メを同号ラとし、同号ム中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の

品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ムを同号ヨとし、同号ミ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「同法第14条の11第1項の登録を受けた者並びに医療機器の修理業者」を「医療機器の修理業者並びに同法第80条の6第1項の登録を受けた者」に改め、同ミを同号ユとし、同号マ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「同法第14条の11第1項の登録を受けた者並びに医療機器の修理業者」を「医療機器の修理業者並びに同法第80条の6第1項の登録を受けた者」に改め、同マを同号ヤとし、同号ホ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ホを同号モとし、同号ヘ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ヘを同号メとし、同号フ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同フを同号ムとし、同号ヒ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「管理医療機器の販売業及び賃貸業の」を削り、同ヒを同号フとし、同フの次に次のように加える。

へ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定により再生医療等製品の販売業の許可をすること。

ホ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項に規定する許可の更新をすること。

マ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の6第2項ただし書に規定する許可をすること。

ミ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の11の規定による報告を受けること（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）。

第2条第34号ハの次に次のように加える。

ヒ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の2第2項ただし書に規定する許可をすること。

第7条第5号中「薬事法及び薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び

安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同号ア中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「医薬品の販売業の」を削り、同号イからコまでの規定中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号サ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号シ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「の規定により高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の」を「に規定する」に改め、同号中メをリとし、ホからムまでをヤからラまでとし、同号へ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同へを同号モとし、同号フ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同フを同号メとし、同号ヒ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同ヒを同号ムとし、同号ハ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同ハを同号ミとし、同号ノ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同ノを同号マとし、同号ネ中「薬事法第83条の2の2第1項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の2の3第1項」に改め、同ネを同号ホとし、同号ヌ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ヌを同号へとし、同号ニ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ニを同号フとし、同号ナ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ナを同号ヒとし、同号ト中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同トを同号へとし、同号テ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同テを同号ノとし、同号ツ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ツを同号ネとし、同号チ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、

同チを同号ヌとし、同号タ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同タを同号ニとし、同号ソ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同ソを同号ナとし、同号セ中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同セを同号トとし、同号ス中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「管理医療機器の販売業又は賃貸業の」を削り、同スを同号セとし、同セの次に次のように加える。

ソ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条第1項及び第2項において準用する同法第10条第1項の規定による届出を受理すること。

タ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第1項の規定により再生医療等製品の販売業の許可をすること。

チ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の5第4項に規定する許可の更新をすること。

ツ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の6第2項ただし書に規定する許可をすること。

テ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第40条の7第1項において準用する同法第10条第1項の規定による届出を受理すること。

第7条第5号シの次に次のように加える。

ス 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の2第2項ただし書に規定する許可をすること。

附 則

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

(人 事 課)

訓 令

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第10号

富山県立中央病院

富山県立中央病院放射線障害予防規程の一部を改正する訓令

富山県立中央病院放射線障害予防規程（平成12年富山県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

(医 務 課)

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第11号

本 庁

出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。
別表第2の1の表厚生部くすり政策課の項部局長専決事項の欄中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 医薬品等の製造業の登録に関すること（室課長の専決事項に係るものを除

く。)

別表第 2 の 1 の表厚生部くすり政策課の項室課長専決事項の欄第 1 号中「医薬品販売業並びに」を「医薬品の販売業、」に、「賃貸業」を「貸与業並びに再生医療等製品の販売業」に改め、同欄中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 医薬品等の製造業の登録の更新及び登録に係る届出の受理に関すること。

附 則

この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

(人 事 課)

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 11 条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第 68 号）第 12 条の規定により次のとおり公示する。

平成26年11月21日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
校内 LAN用パーソナルコンピュータ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県出納局総務会計課 富山市新総曲輪 1 番 7 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年11月 5 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番15号
- 5 随意契約に係る金額
29,393,280円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 2 第 1 項第 8 号